【ふるさと納税ワンストップ特例制度とは】

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先自治体に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が５自治体以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

この制度を利用するには、ワンストップ特例の申請書を寄附先の自治体に提出していただく必要がありますので、申請書と必要添付書類の御提出をお願いいたします。

【添付書類】

※平成２８年１月１日以降にワンストップ特例制度を利用する場合には、申請書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になりました。また、添付書類として、個人番号（マイナンバー）の確認できる書類及び身元確認ができる書類の写し（コピー）が必要になりますので、申請書と一緒に、以下のいずれかの書類を同封してください。

提出いただく添付書類は、次の１～３のいずれかの組み合わせになります。

	番号確認用		身元確認用
１	「個人番号カード」の裏面の写し	＋	「個人番号カード」の表面の写し
２	「通知カード」の写しもしくは 「住民票（個人番号あり）」の写し	＋	次のうちいずれかの写しを１点 ・運転免許証　　・運転経歴証明書 ・パスポート　　・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書
３	「通知カード」の写しもしくは 「住民票（個人番号あり）」の写し	＋	次のうちいずれかの写しを２点 ・各種健康保険被保険者証 ・年金手帳又は年金証書 ・後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証 ・医療受給者証 ・児童扶養手当証書又は特別児童手当証書

【提出期限】

寄附をした年の翌年１月１０日（必着）までに、不備のない書類を提出してください。

※書類不備や、添付書類がもれている場合は、受付できませんのでご注意ください

※押印漏れ、添付書類の住所変更漏れなどございますので、今一度ご確認ください

【御注意ください】

確定申告をする方や６自治体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
・ ６自治体以上にワンストップ特例を申請した
・ 寄附した翌年の１月１日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

※ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の１月１０日までに寄附先の自治体に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

〒838-0298
福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地
筑前町役場企画課企画調整係
ふるさと納税担当 電話:0946-42-6601